

施設入居利用料 (ユニット型個室)

2024.8.1～

	算定項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費	1割負担	670円	740円	815円	886円	955円
	2割負担	1,340円	1,480円	1,630円	1,772円	1,910円
	3割負担	2,010円	2,220円	2,445円	2,658円	2,865円
居住費に係る自己負担額	第1段階	880円				
	第2段階	880円				
	第3段階①	1,370円				
	第3段階②	1,370円				
	上記以外	2,066円				
食費に係る自己負担額	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階①	650円				
	第3段階②	1,360円				
	上記以外	1,445円				
自己負担合計 *1カ月は31日計算して います +	第1段階	1,850円	1,920円	1,995円	2,066円	2,135円
	第2段階	1,940円	2,010円	2,085円	2,156円	2,225円
	第3段階①	2,690円	2,760円	2,835円	2,906円	2,975円
	第3段階②	3,400円	3,470円	3,545円	3,616円	3,685円
	上記以外	4,181円	4,251円	4,326円	4,397円	4,466円
	1割負担	1ヵ月 129,611円	1ヵ月 131,781円	1ヵ月 134,106円	1ヵ月 136,307円	1ヵ月 138,446円
	2割負担	4,511円	4,991円	5,141円	5,283円	5,421円
	3割負担	5,521円	5,731円	5,956円	6,169円	6,376円

*上記の料金にはおむつ代・洗濯代は含まれています。

実費料金	理髪代 (希望者のみ)	1回 2,000～2,550円
	電気代 (テレビ持込の方)	1日 10円
	冬場 (12月～3月)	電気あんか・電気毛布持込の方 それぞれ1日10円

施設入居利用料 (多床室)

2024.8.1～

	算定項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費	1割負担	589円	659円	732円	802円	871円
	2割負担	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
	3割負担	1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円
居住費に係る自己負担額	第1段階	0円				
	第2段階	430円				
	第3段階①	430円				
	第3段階②	430円				
	上記以外	915円				
食費に係る自己負担額	第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階①	650円				
	第3段階②	1,360円				
	上記以外	1,445円				
自己負担合計 *1カ月は31日計算して います	第1段階	889円	959円	1,032円	1,102円	1,171円
	第2段階	1,409円	1,479円	1,552円	1,622円	1,691円
	第3段階①	1,669円	1,749円	1,812円	1,882円	1,951円
	第3段階②	2,379円	2,449円	2,522円	2,592円	2,661円
	上記以外	2,949円	3,019円	3,092円	3,162円	3,231円
	1割負担	1ヵ月 91,419円	1ヵ月 93,589円	1ヵ月 95,852円	1ヵ月 98,022円	1ヵ月 100,161円
	2割負担	3,548円	3,678円	3,824円	3,964円	4,102円
3割負担	4,127円	4,347円	4,556円	4,766円	4,973円	

*上記の料金にはおむつ代・洗濯代は含まれています。

実費料金

理髪代 (希望者のみ)	1回 2,000 ～ 2,550円
電気代 (テレビ持込の方)	1日 10円
冬場 (12月～3月)	電気あんか・電気毛布持込の方 それぞれ1日10円

加算となる介護保険対象サービス料金（1割負担分）

2025.4.1 現在

初期加算	30 円/日	入居日から 30 日以内及び 30 日以上入院後の再入居
看護体制加算(Ⅰ)イ 和	6 円/日	常勤の看護師を 1 名以上配置
看護体制加算(Ⅰ)ロ 寛	4 円/日	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ 和	22 円/日	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を 1 以上上回っている場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ 寛	18 円/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日	下記のいずれかに該当すること ①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 50%以上 ②看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が 75%以上
日常生活継続支援加算 (Ⅰ) 和 (Ⅱ) 寛	36 円/日 46 円/日	算定月の属する月の前 6 月又は前の 12 月間における新規入居者の総数のうち要介護度 4、5 の者の占める割合が 100 分の 70 以上 介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上である場合
療養食加算(3 回/日限度)	6 円/回	医師の発行する処方箋に基づき療養食を提供
栄養ケア・マネジメントの未実施	14 円/日 減算	栄養管理の基準を満たさない場合 ・栄養士又は管理栄養士を 1 名以上配置 ・入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	常勤換算で管理栄養士を入居者 50 人で除して得た数以上配置。その他定める基準を満たしている場合。
再入居時栄養連携加算 * 1 人につき 1 回を限度	200 円/回	入居者が長期入院等により退居した場合で、再入居する際に栄養管理が大きく異なるため、施設の管理栄養士が病院の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 円/日	専門職員を配置し、個別に機能訓練計画を作成・実施した場合
個別機能訓練加算(Ⅱ) *(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算可	20 円/日	機能訓練計画を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に実施した場合
看取り介護加算(Ⅰ)	72 円/日	死亡日 45 日前～31 日前
	144 円/日	死亡日 30 日前～4 日前
	680 円/日	死亡日前々日、前日
	1,280 円/日	死亡日
外泊時費用 (6 日/月を限度)	246 円/日	病院等へ入院及び、自宅等へ外泊を認めた場合
安全管理体制未実施減算	5 円/日 減算	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられない場合
安全対策体制加算 * 入居時に 1 回を限度	20 円/回	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
身体拘束廃止未実施減算	所定単位の 10%/日 減算	身体的拘束などの適正化を図るための措置を講じなかった場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 円/月	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報などを厚生労働省に提出
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 円/月	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)に加え、疾病の状況なども提出
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	13.6%	厚生労働大臣が定める基準に適合

居住費・食費の自己負担額について

◆低所得者の方は、市の担当窓口申請すれば下表の限度までの負担となります。

2025.8月～

世帯区分		居住費		食費
		多床室	ユニット型 個室	
生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者の方		0円	820円	300円
配偶者と世帯全員が市町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9千円以下の方	370円	820円	390円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9千円を超え120万円以下の方	370円	1,310円	650円
	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	370円	1,310円	1,360円
本人・配偶者又は世帯の中に市町民税課税者がいる方		855円	2,006円	1,445円

預貯金などに関する要件：預貯金などが一定額以下であること

- ・第2段階 単身の方：650万以下、夫婦1,650万以下
- ・第3段階① 単身の方：550万以下、夫婦1,550万以下
- ・第3段階② 単身の方：500万以下、夫婦1,500万以下

*限度額を超えた分は、特定入居者介護サービス費として介護保険から施設に支払われます。

高額介護サービス費

◆同じ月に利用したサービスの自己負担額が、一定の上限額を超えたときは、その超えた部分が高額介護サービス費として払い戻されます。

区分		世帯の上限額	個人の上限額
生活保護の受給者等		15,000円	15,000円
老齢福祉年金受給者		24,600円	15,000円
世帯全員が市民税非課税	合計所得金額が課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	15,000円
	合計所得金額が課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	24,600円	24,600円
	合計所得金額が課税年金収入額の合計が120万円を超える方		
市民税課税世帯の方		37,200円	37,200円
現役並み所得者に相当する方		44,400円	44,400円

*居住費・食費は対象になりません。